

個人住民税の特別徴収完全実施を目標とした アクションプラン

～ 法令遵守による個人住民税特別徴収の徹底を目指す ～

平成 25 年 11 月

ぎふ税収確保対策協議会

目 次

はじめに.....	3
I 現状と課題.....	4
1 本県における収入未済額の現状.....	4
(1) 市町村税の収入未済額の現状.....	4
(2) 県税の収入未済額の状況.....	7
2 所得税から個人住民税への税源移譲.....	7
(1) 三位一体の改革における税源移譲.....	8
(2) 税率変更に伴う滞納事案の少額化、滞納人員の増加.....	8
3 県と市町村とが連携した徴収対策.....	9
4 個人住民税の特別徴収.....	9
(1) 個人住民税特別徴収の周知徹底.....	9
(2) 個人住民税特別徴収義務者の指定の取組.....	10
5 課題.....	10
II アクションプランの考え方.....	11
1 目標の設定.....	11
2 目指すべき成果.....	11
3 推進体制.....	12
4 役割分担.....	12
III アクションプラン（概要）.....	14
1 アクションプランの成果目標.....	14
(1) 県内市町村の特別徴収実施割合.....	14
(2) 県内市町村の市町村民税の現年度分の徴収率.....	14
2 アクションプランの具体的対策.....	14
(1) 広報活動.....	14
(2) 重点的な取組.....	15
3 アクションプランのフォローアップ.....	15
(1) 進行管理.....	15
(2) ワーキンググループの継続設置.....	15
(3) 情報提供と情報共有.....	15
(4) 指定に向けて作成したリストの共有.....	16
IV 参考資料.....	17
1 個人住民税の特別徴収制度の概要について.....	17
2 普及啓発資料.....	20
3 各種統計.....	29

はじめに

岐阜県では、地方自治体の重要な財源である地方税の徴収確保を目的として、平成 16 年度に県と市町村の協働組織である「岐阜県公平な納税を進める協議会」を設立し、県と県内市町村の連携による協働体制の確立と税収確保対策の実効性を高めるための取組を実施してきた。

平成 21 年度には、県内すべての市町村を構成員とすることで県と市町村の連携を強化した「ぎふ税収確保対策協議会」を設立し、地方税徴収確保の取組を一層推進させることとした。その取組の一つに個人住民税の特別徴収を位置づけ、ぎふ税収確保対策協議会において、平成 23 年 5 月課税分から県内全市町村一斉で特別徴収義務者の指定を実施することで合意し、対象事業所への訪問、文書送付や税理士への働きかけなどに取り組んできた。

特別徴収義務者の指定に関する「指定に関するガイドライン（取組基準）」も当初は 10 名以上の事業所を対象として定めたが、年々ガイドライン（取組基準）を改めてその対象範囲を拡大し、特別徴収の運用拡大に取り組んできたところである。その結果、個人住民税特別徴収の実施割合が向上し、また、個人の県民税及び市町村民税の徴収率も伸び、加えて、滞納額が大きく縮減されてきた。

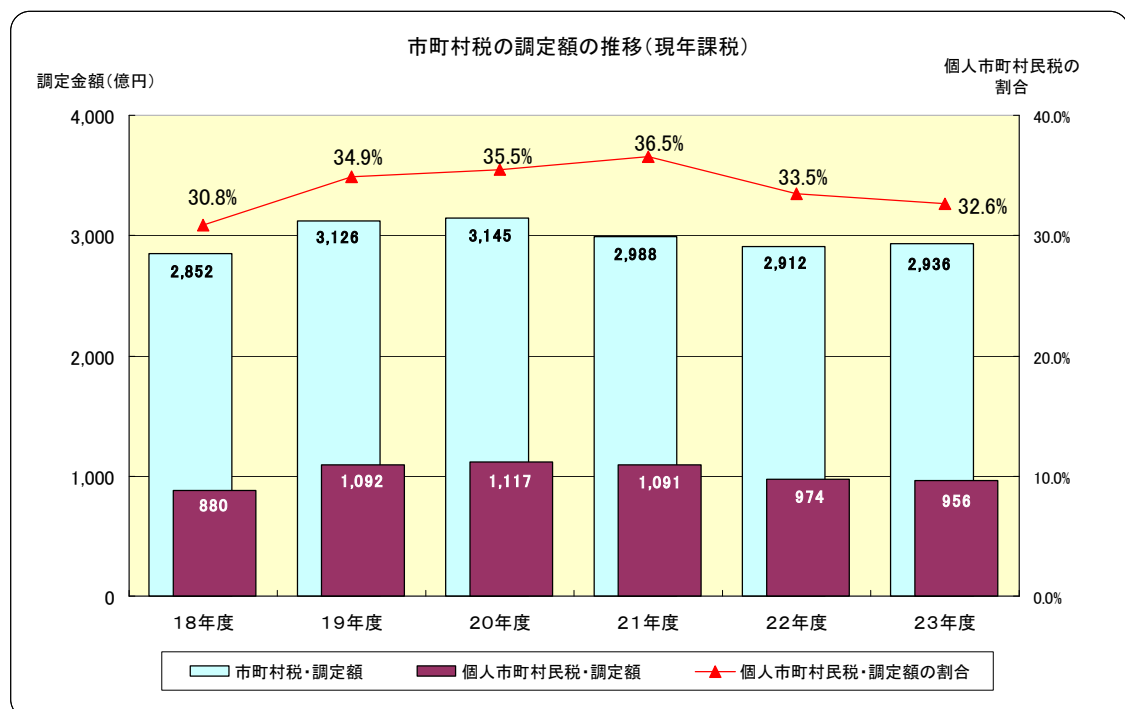
このぎふ税収確保対策協議会では、引き続きこれまでの個人住民税特別徴収の運用拡大の取組（特別徴収義務者指定の取組）を継承しつつ、法令遵守の徹底と安定的な税収の確保を大綱に、効果的かつ効率的な対策を実施して、個人住民税の特別徴収実施の徹底に取り組むため、「個人住民税特別徴収完全実施を目標としたアクションプラン」を策定するものである。

I 現状と課題

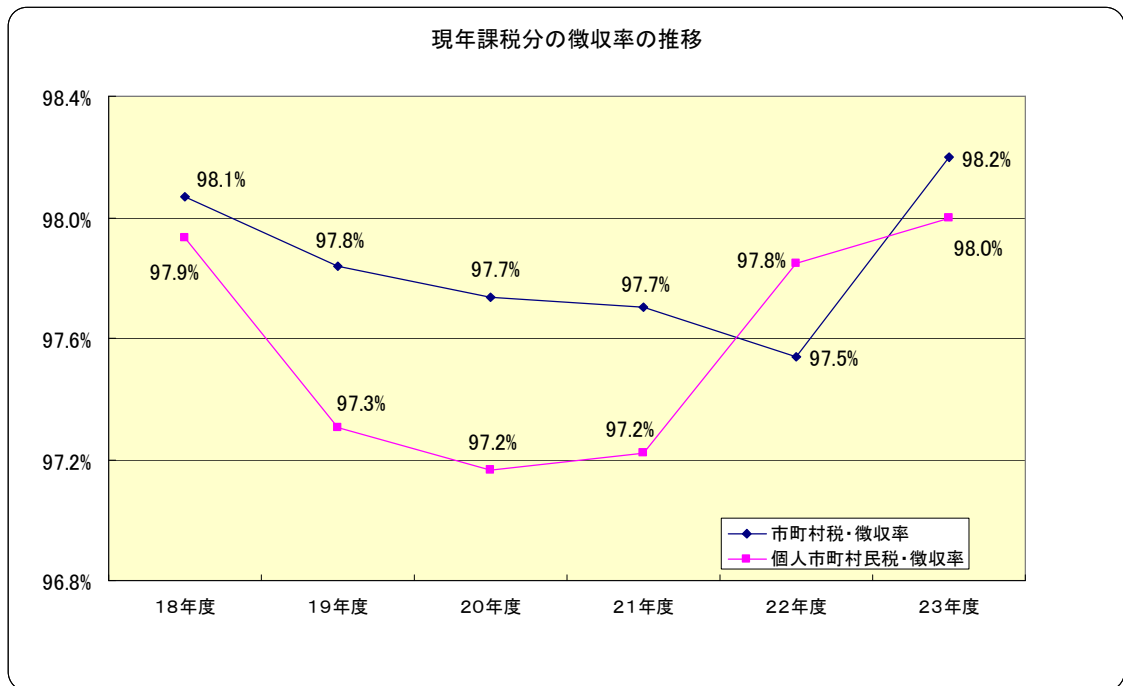
1 本県における収入未済額の現状

(1) 市町村税の収入未済額の現状

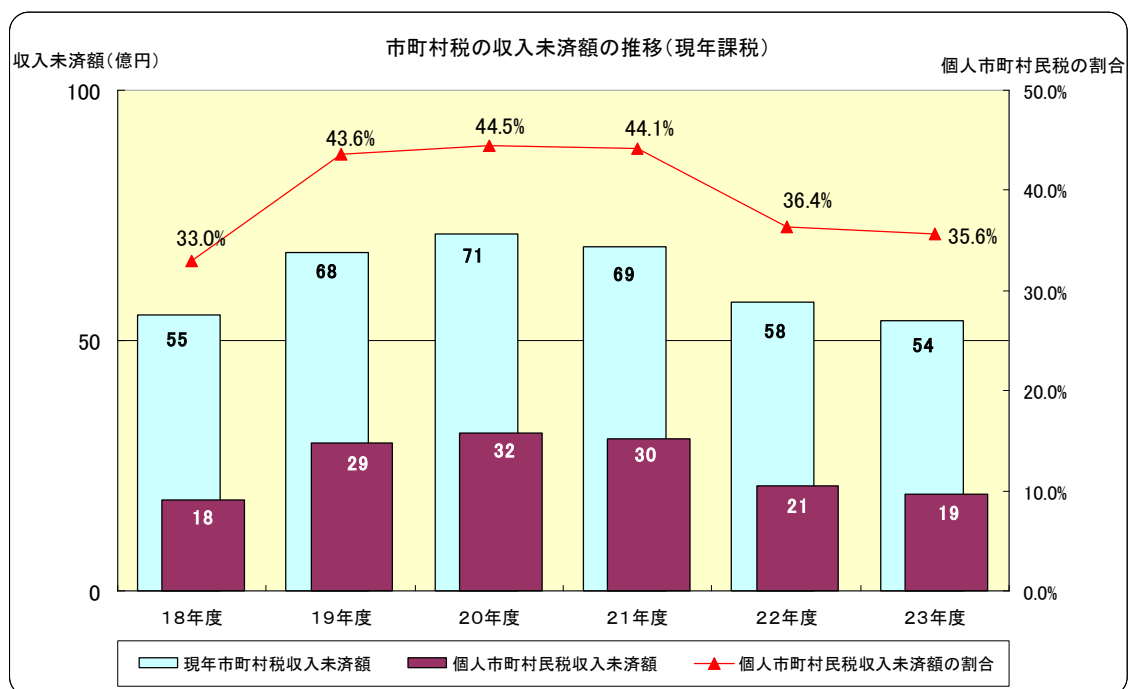
市町村財政において自主財源の中心となる市町村税は、主に市町村民税（個人分および法人分）、固定資産税、軽自動車税などで構成されている。岐阜県内市町村の市町村税の調定額は、近年ほぼ横ばいから逡減傾向となっていたが、平成 23 年度では若干増加している。



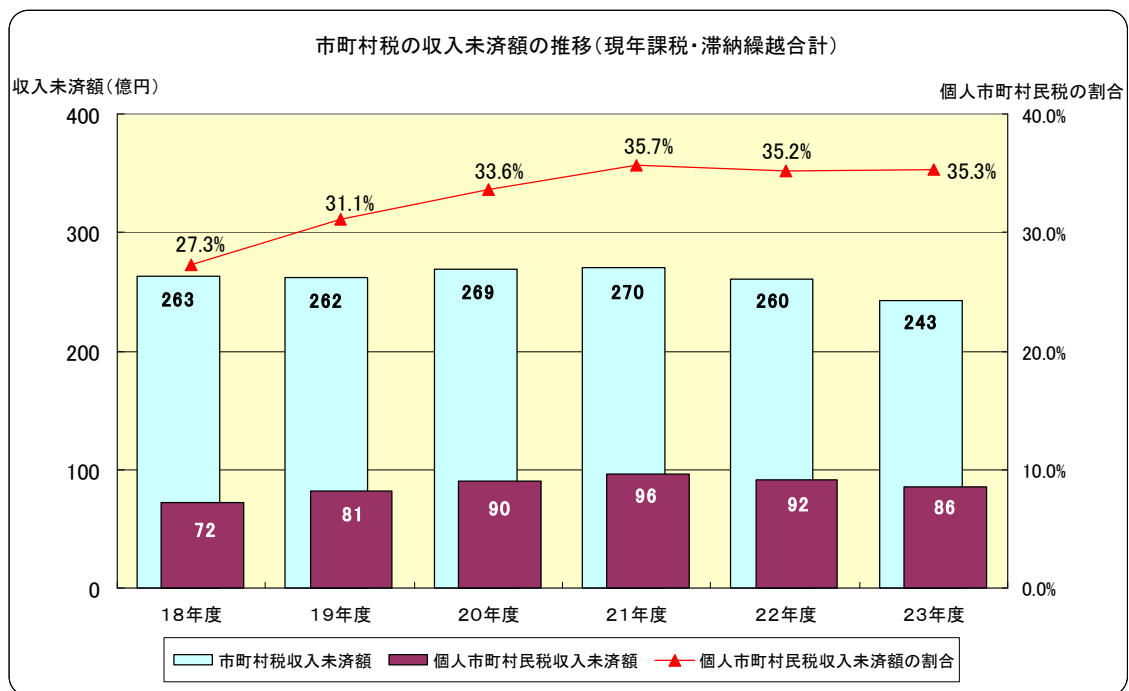
現年課税分の徴収率（次ページのグラフ）は、市町村税全体で平成 22 年度にかけて低下していたが、平成 23 年度には徴収率が上昇した。個人の市町村民税も平成 21 年度にかけて大きく低下したが、平成 22 年度からは 2 年連続で個人の市町村民税の徴収率が上昇している。



市町村税の現年課税分の収入未済額は、平成20年度までは市町村税全体の滞納残高が増加傾向にあり、中でも個人の市町村民税が全体の収入未済額の増加を上回る割合で増加し、平成21年度から減少に転じている。特に個人の市町村民税の収入未済額については、平成21年度に若干減少したのち、平成22年度には前年比で約3割縮減させるなど3年続けて減少しており、各市町村において徴収に努力している結果が伺える。



市町村税の現年及び滞納繰越分を合わせた収入未済額は、個人の市町村民税を含みおおむね 260 億円程度で推移していたが、平成 23 年度には 243 億円まで減少している。平成 19 年度以降に収入未済額の総額が増加した要因は、税源移譲後の個人の市町村民税の収入未済額が増加した分であるといえる。



○個人の市町村民税

個人の市町村民税は、表①によると現年度課税分の調定額が平成 19 年度に大幅に増加したが、平成 21 年度から調定額は減少傾向にある。滞納繰越分の調定額は平成 20 年度から増加し続けていたが平成 23 年度に減少した。

表②の徴収率では、現年課税分及び滞納繰越分とも各年度で増減の変動があるが、現年課税分と滞納繰越分の合計（現・滞計）で、平成 20 年度以降年々下がっていた徴収率が平成 23 年度で上昇した。

表① 個人の市町村民税の調定額の推移

（単位：百万円）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23
現年度課税分	87,967	109,168	111,699	109,060	97,414	95,622
滞納繰越分	6,651	6,560	7,518	8,445	8,951	8,509
現・滞計	94,618	115,728	119,217	117,505	106,365	104,131

出典：地方財政状況調査【岐阜県総合企画部市町村課調査】

表② 個人の市町村民税の徴収率の推移

(単位: %)

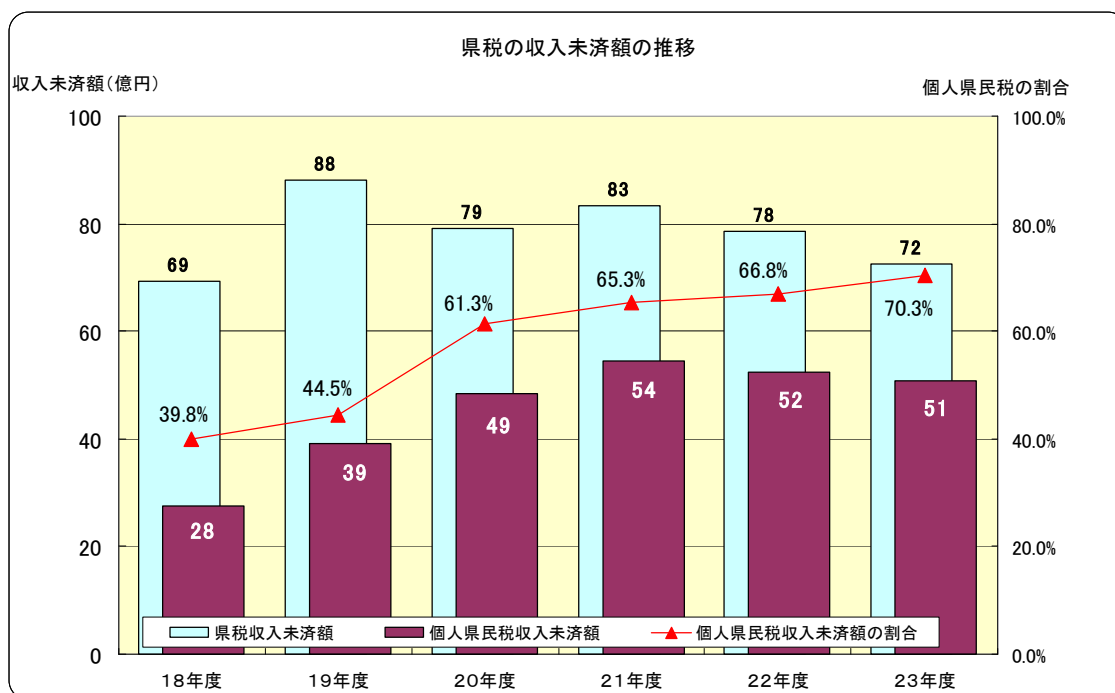
	H18	H19	H20	H21	H22	H23
現年課税分	97.9	97.3	97.2	97.2	97.8	98.0
滞納繰越分	19.3	20.7	22.0	21.8	21.2	22.0
現・滞計	92.4	93.0	92.4	91.8	91.4	91.8

出典：地方財政状況調査【岐阜県総合企画部市町村課調査】

(2) 県税の収入未済額の状況

本県において県税は自主財源の中で最も大きな割合を占めており、県の事業を進めていく上で重要な財源となっているが、個人県民税はそのうち約3分の1を占めている。

また、個人県民税の収入未済額は全体の約70%を占めているが、県税全体の収入未済額の増減にかかわらず、県税収入未済額における個人県民税収入未済額の割合は増加している。



2 所得税から個人住民税への税源移譲

所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲が実施された平成19年度以降、地方税の滞納残高は増加傾向にあり、地方税全体の滞納残高に占める割合は、平成23年度決算ベースで51.7%にも上っている（道府

県税：71.3%、市町村税：43.7%）。

滞納額が増加する要因として、個人住民税の普通徴収による徴収率の低下が指摘されており、その対策として各自治体とも特別徴収義務者（給与支払者）による特別徴収制度の適切な実施が大きな課題となっている。

(1) 三位一体の改革における税源移譲

国税の所得税から地方税の個人住民税への税源移譲では、所得税はこれまで4段階であった超過累進課税が6段階とされた。個人住民税は税率区分が3段階であったが、税源移譲を機に一律10%に改める「フラット化」が導入された。

【税源移譲前後の税率区分】

	税源移譲前		H19 税源移譲後	
	[適用課税所得]	[税率]	[適用課税所得]	[税率]
所得税	330 万円以下	10%	195 万円以下	5%
			330 万円以下	10%
	900 万円以下	20%	695 万円以下	20%
			900 万円以下	23%
	1,800 万円以下	30%	1,800 万円以下	33%
	1,800 万円超	37%	1,800 万円超	40%
個人住民税	200 万円以下	5%	一律	10%
	700 万円以下	10%		
	700 万円超	13%		

(2) 税率変更に伴う滞納事案の少額化、滞納人員の増加

税源移譲によって、所得税は低所得者の税率を下げ、個人住民税は低所得者の税率を上げる内容となっている。この変更により、個人住民税における低所得者層の税額の割合が増加したという。これにより、個人住民税の滞納の傾向としては、個人住民税の課税額が上がった層のうち個人住民税が5%から10%へ、所得税が10%から5%へ逆転する、年間200万円以下の課税所得者層の少額滞納が顕著に増加したものと考えられる。

3 県と市町村とが連携した徴収対策

県と市町村との協働体制を確立し、税収確保の実効性を高めることを目的として、平成 16 年 4 月に県と地区（圏域）の税務担当部課長で構成する「岐阜県公平な納税を進める協議会」を設立し、税収確保に関する連携を行ってきた。

平成 21 年度からは、「岐阜県公平な納税を進める協議会」を強化・発展させた「ぎふ税収確保対策協議会」を設置して毎年度取組方針を策定し、事業計画に基づいて個人住民税をはじめとした徴収確保対策に全県的に取り組んでいる。

【主な事業内容】

- 1 個人住民税の特別徴収の徹底
- 2 現年度課税の滞納分にかかる滞納整理の徹底
- 3 県と市町村の協働による個人住民税の直接徴収（地方税法第 48 条関係）
- 4 納税相談の推進
 - (1) 納税相談窓口の広報
 - (2) 多重債務者支援の取組
- 5 研修事業（徴収事務研修会）
- 6 その他の協働事業
 - (1) 税収確保対策の取組に関する情報共有
 - (2) 相互併任制度の実施（県税職員、市町村職員が双方の身分で滞納整理）
 - (3) 合同公売の実施（不動産、せり売りによる合同公売（動産））

4 個人住民税の特別徴収

県と市町村の税収入に大きなウエイトを占める個人住民税の徴収確保について、平成 19 年度の所得税から個人住民税への税源移譲を受け、徴収対策が喫緊の課題であるとして、これまで取り組んできた。

税源移譲の後は、特別徴収制度の実施割合を段階的に進めるための方策に取り組んでいる。

(1) 個人住民税特別徴収の周知徹底

特別徴収制度の普及啓発及び特別徴収（給与天引き）を推進するため、平成 20 年度の後半から 22 年度までの約 3 年間、関係団体や

県民等の理解と協力が得られるよう、県と市町村と協働して、周知、広報活動を行った。

- ・ 各種団体広報誌等への記事掲載
- ・ 市町村広報誌での制度の周知
- ・ 県内税理士会支部長への依頼
- ・ 税理士会会報誌への記事掲載
- ・ 年末調整説明会場での制度の周知 など

(2) 個人住民税特別徴収義務者の指定の取組

県内全市町村が、一定の要件を満たす普通徴収の事業所を対象とした特別徴収義務者指定の取組（特別徴収税額通知書の送付（いわゆる「強制指定通知」））について合意（平成 23 年度課税分より指定）した。以降、県内全市町村が毎年度、対象事業所を順次拡大する共通の取組基準を定め、特徴制度の実施拡大を推進している。

5 課題

県内全市町村で特別徴収切替えの取組をする方針で臨むことは合意されているが、具体的な実施段階になると、各市町村の個別の事情等でこれまで十分な取組ができていない。特別徴収税額通知書を送付していない市町村の中には、他の市町村に比べて事業所数が多い市町村もあり、特別徴収実施割合が伸び悩んでいる要因になっている。

これまでの取組について一定の成果はあったが、県内市町村の取組の現状を踏まえ、県は、市町村が実施する特別徴収の取組に対し、より一層積極的な支援をする必要がある。

Ⅱ アクションプランの考え方

1 目標の設定

**岐阜県及び岐阜県内全市町村は、平成 27 年 5 月課税分から、
個人住民税特別徴収の完全実施¹を目標として、特別徴収義務者指定に取り組む。**

2 目指すべき成果

○法令遵守の徹底

地方税法第 321 条の 3 の規定により、給与所得者の個人住民税は原則として特別徴収の方法により徴収することとされている。しかし、給与支払者（事業所）は特別徴収義務者として包括的に指定されているにもかかわらず、これまで事実上は普通徴収の方法で行われてきた経緯があり、これが未納につながっている事例も見受けられる。今後は法令遵守の徹底を図り、等しく同じ徴収方法の適用を図る必要がある。

○税収の確保

地方団体の厳しい財政事情において、個人住民税の特別徴収を推進することにより、100%に近い収入率が確保されることが期待される。これは安定的な税収を確保することに資するとともに、納付忘れなどを理由とした滞納予防の効果がある。

○納税者の利便性

特別徴収を行うことにより個人住民税が毎月の給与から徴収されるので普通徴収で納税者本人が納める場合に比べて納め忘れがないうえ、納期のたびに従業員一人ひとりが金融機関へ納税に出向く手間を省くことができる。また、普通徴収の納期が原則として年 4 回であるのに対し特別徴収は年 12 回なので、従業員（納税義務者）の 1 回あたりの負担を減らすことができる。

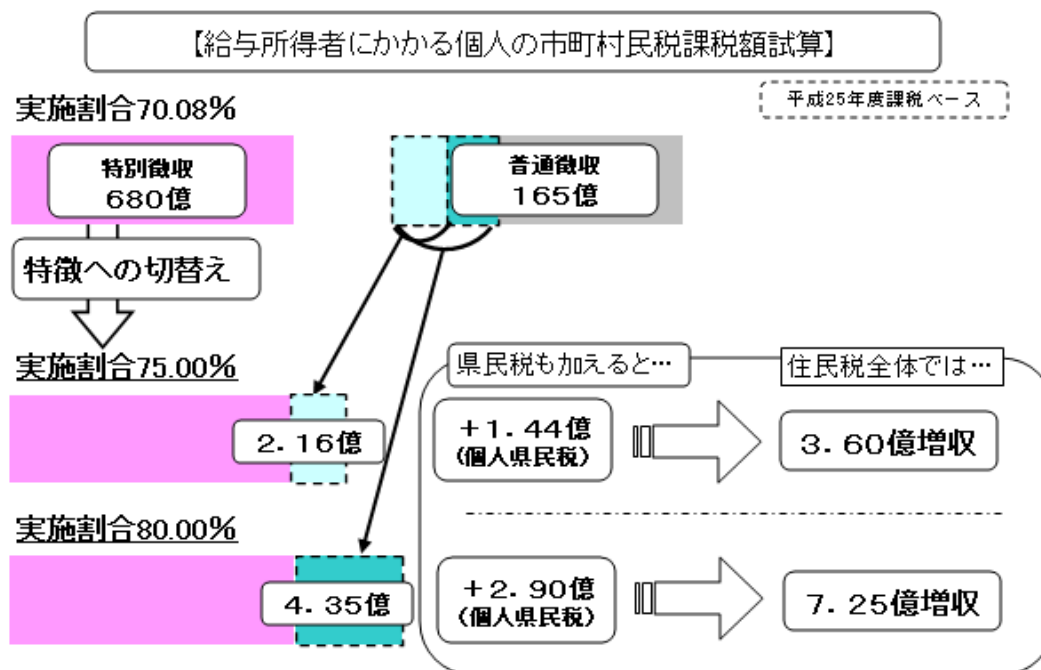
<安定的な税収確保>（滞納予防の効果）が期待

特別徴収の徴収率はほぼ 100%であることから、平成 25 年度の特別徴収実施割合 70.08%が 75.00%になったものと仮定すると、増収が見込まれる金額（試算し

¹ 完全実施とは、県内の全ての所在事業所に対して、所得税の源泉徴収義務者である者を特別徴収義務者として指定するもの。

た理論値)は、個人住民税ベースで約 3.60 億円(内訳:個人の市町村民税 2.16 億円、個人県民税 1.44 億円)。

同じく、80.00%になったものと仮定すると、増収が見込まれる金額(試算した理論値)は、個人住民税ベースで約 7.25 億円(内訳:個人の市町村民税 4.35 億円、個人県民税 2.90 億円)。



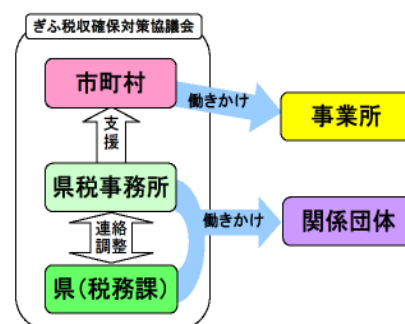
3 推進体制

地方税法第41条及び岐阜県税条例第26条の規定により、個人県民税は個人の市町村民税と併せて賦課徴収することを定めているため、個人住民税特別徴収の実施主体は市町村となっている。

地方団体が自ら賦課した税の取りこぼしが一切許されないなかで効率的な徴収を行っていくためには、特別徴収への切り替え推進について県と市町村とのより緊密な連携が必要であり、県と県内全市町村から構成される「ぎふ税收確保対策協議会」を母体として、各種取組を積極的に推進していく。

4 役割分担

実施主体の市町村は事業所への直接的な働きかけを担当し、県は特別徴収制度の普及・広報、税理士会等への働きかけを担当する。また、県の現地機関である県税事務所は、市町村が行う事業所への直接の働きかけを支援する。



【平成 27 年度特別徴収義務者指定にかかるスケジュール】

時 期 区 分		平成26年												平成27年							
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
税務課	管内市町村の支援	〔随時〕①特別徴収推進施策の企画・検討、②特別徴収の実施状況、徴収率等の調査。③広域的な取組の検討 等																			
	会議・広報	県広報への掲載							県内圏域別説明会 県広報への掲載	名古屋税理士会へ協力依頼文書同封依頼 H26特別徴収義務者リスト取りまとめ・配布		H27指定対象事業者リスト取りまとめ・配布	ぎふ税収確保対策協議会		県広報への掲載						
県税事務所	管内市町村の支援	〔随時〕管内市町村の後方支援（指定対象事業所の訪問同行等全般的支援）																			
	税理士への協力依頼								県税事務所を中心に、管内税理士支部へ働きかけ												
市町村		〔随時〕市町村広報誌への掲載・関係団体機関誌への寄稿 等																			
	H27指定対象事業者の抽出	給与支払報告書の仕分け作業 → H27指定対象事業者リストの作成 ※平成26年8月末までに作成								他市町村のH26年特別徴収義務者リストとH27指定対象事業者リストと照合				他市町村の指定対象事業者リストと指定対象事業者リストと照合				給与支払報告書の仕分け作業→H26指定対象事業者リストの作成 ※平成27年8月末までに作成			
	特別徴収義務者リスト（平成26年8月時点）作成								平成26年5月課税分の特別徴収義務者リスト作成												
	平成27年5月課税分の指定対象事業者リストを作成																				
	指定対象事業者リスト作成																				
	対象事業所への働きかけ、文書送付、電話実施等								指定対象事業者へ制度趣旨の文書送付、電話実施、訪問実施等の働きかけ												
	「指定のお知らせ」一斉送付												発送日→11月1日	問合せ対応							
	「指定予告」一斉送付												発送日→11月30日	問合せ対応							
	「指定通知」送付															H27年5月課税の準備		特別徴収税額通知書発送	問合せ対応		

Ⅲ アクションプラン（概要）

1 アクションプランの成果目標

県内 42 市町村は、平成 27 年 5 月課税分から、地方税法第 321 条の 4 に規定する特別徴収税額の納入通知を行うが、本アクションプランにおいては、その達成すべき成果目標として、次の項目について年次別に具体的な指標を設定する。

(1) 県内市町村の特別徴収実施割合

【特別徴収にかかる納税義務者数

／市町村民税の納税義務者数（給与所得者）】

年度	H23	H24	H25	H26	H27
特別徴収実施割合（％）	70.39	70.58	70.08	73.00	75.00

※H22～H25 は実績値

※ 4 月 1 日現在離職中の人是对象外となるなど、全ての給与所得者が特別徴収の対象とはならないので実施率は 100%にならない。

(2) 県内市町村の市町村民税の現年度分の徴収率

年度	H23	H24	H25	H26	H27
現年度分の徴収率（％）	98.0	98.0	98.1	98.2	98.3

※H23 及び H24 は実績値

2 アクションプランの具体的対策

成果目標を達成するため、個別の取組ごとに具体的な行動目標を設定し、効果的かつ効率的な対策を実施する。

(1) 広報活動

個人住民税特別徴収について県民及び県内事業所への周知を図るため、対象事務所への訪問、対象事務所への文書送付、税理士への働きかけ等を実施。

- ① 普及啓発用チラシ、リーフレットの作成 【県、市町村】
- ② 県、市町村ホームページへの掲載 【県、市町村】
- ③ 市町村広報誌への掲載 【市町村】
- ④ 特別徴収未実施の事業所への周知活動 【県、市町村】
- ⑤ 指定予告書の送付 【市町村】

(2) 重点的な取組

特別徴収への切り替え促進のため、広く制度の進展を図る対策と取組対象の狙いを絞って効果を上げるようなメリハリをつけた対策とを以下のように組み合わせ、全県での完全実施に向けた機運を盛り上げる。

- ① 事業所対応のQ & Aの作成 【県】
- ② 特別徴収事務の手引きの作成 【県】
- ③ エルタックスによる電子申告（給与支払報告書提出）の推進
【県、市町村】
- ④ 官公庁の非常勤職員等の特別徴収の徹底 【県、市町村】
- ⑤ 特別徴収義務者指定促進のための講演会開催 【県】
- ⑥ 徴収部門との連携 【県、市町村】
- ⑦ 東海四県及び隣接県と連携した広域的な取組 【県】

3 アクションプランのフォローアップ

県と県内全市町村は、相互に連携しアクションプランの達成に向けて取り組む。

県は、各市町村の特別徴収義務者指定の取組の全体的な進行管理を行い、また、市町村からの意見、要望等を取りまとめ、アクションプランの着実な実行に向けた環境整備を行う。

市町村は、毎年特別徴収義務者指定の実績を踏まえ設定目標のレビューを行うとともに県内市町村や圏域内モデル市町村の取組から改善点等を吸収し、取組を深化させる。

(1) 進行管理

ぎふ税収確保対策協議会事務局（岐阜県総務部税務課）は、「個人住民税の決算状況及び課税状況」により、毎年度当初課税ベースの課税状況を確認し、特別徴収割合の前年度数値を検証する。

(2) ワーキンググループの継続設置

指定の取組を進めるなかで発生する各種課題を持ち寄り、検討、改善の議論を深める。

(3) 情報提供と情報共有

先進自治体の取組に学び、東海四県並びに隣接県と連携を図る。

特別徴収義務者指定に向けて取り組んでいる市町村の取組事例を紹介し、課題やベストプラクティスとなる取組成果を共有する。

(4) 指定に向けて作成したリストの共有

毎年度作成する指定対象事業者リスト及び特別徴収義務者リストを共有して、他市町村で特別徴収義務者となっている事業所を優先的に指定する環境を整備する。

IV 参考資料

1 個人住民税の特別徴収制度の概要について

(1) 個人住民税の特別徴収

個人住民税には、納税義務者が市町村に直接納付する「普通徴収」と、事業者（給与支払者）が給与から天引きして従業員（納税義務者）に代わって市町村に納入する「特別徴収」の2つの方法があり、いずれかの方法で納税する。

このうち、前年中に給与を受けた者で当該年度の初日（4月1日）に給与支払いを受けている者の個人住民税は、事業者（給与支払者）が特別徴収する（地方税法（以下「法」という。）321の3①及び法321の4並びにこれらの規定を受けた各市町村の税条例）。具体的には、事業者（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、個人住民税の納税義務者である給与所得者（従業員）に代わって、毎月従業員に支払われる給与から個人住民税（個人市町村民税＋個人県民税）を徴収（天引き）し、納入する（法321の5）。

(2) 個人住民税特別徴収の対象事業者及び指定

4月1日に給与を支払う事業者（給与支払者）であって、所得税の源泉徴収を行う（所得税法183）事業者は、市町村の条例で特別徴収義務者として指定される。同一の納税義務者に対して給与の支払をする者が2以上あるときは、条例によってこれらの全部又は一部を指定しなければならない（法321の4④）。

(3) 給与所得に係る特別徴収額

1 納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する（法321の3①）。市町村管内に給与所得者の数が少ないなどの特別の事情があれば特別徴収によらないことができる（法321の3①）。

給与所得者に給与所得及び公的年金所得以外の所得がある場合においては、給与所得者が給与所得以外の所得にかかる所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨を申告書に記載したときを除き、特別徴収される給与所得及び公的年金所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収される給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収により徴収する（法321の3②ただし書き）。また、特別徴収の方法により徴収することとなった後に、給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたことにより、給与所得者から普通徴収の申出があつてその事情がやむを得ないと認めるときは普通徴収となる（法321の3③）。

2 給与所得者が退職等により特別徴収の方法で徴収されないこととなった場合、普通徴収となる（法321の7①）。

(4) 特別徴収税額の通知

特別徴収義務者に市町村民税を特別徴収させる場合には、市町村長は毎年5月31日までに、「特別徴収税額通知書」によって特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨を、特別徴収義務者と特別徴収義務者を經由して納税義務者に通知しなければならない(法 321 の4①)。

給与支払者は、通知書に記載された給与所得者から、通知に基づく税額を毎月給与の支払の際に徴収する義務が確定する。

(5) 給与所得者に係る特別徴収税額の徴収等

特別徴収義務者は、給与所得に係る特別徴収税額の通知を受け取った場合には、その12分の1の額を6月から翌年5月までの間、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、翌年の10日までに納入する義務を負う(法 321 の5①)。

特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合最初に徴収する月に全額徴収し納入する(法 321 の5①)。

(6) 納期の特例

特別徴収義務者の事業所等で、給与の支払を受ける者が常時10人未満である場合には、市町村長の承認を受けて、特別徴収税額の通常の納入に代えて年2回の納入とする納期の特例制度がある。

(7) 納入義務の免除

給与所得者が退職その他の事由により給与の支払を受けないこととなった場合は、特別徴収義務者は、事由が発生した月の翌月以降の月割額を納入する義務を負わない(法 321 の5②)。

ただし、本人からの申出や退職手当等からの一括徴収等により特別徴収となる場合がある。

(8) 給与支払者に異動があった場合の特別徴収の継続

4月2日から翌年の4月30日までの間において、給与所得者の異動が生じた場合において、その給与所得者が新たな給与の支払者を通じて、従前の給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合は、同月30日)までに特別徴収の方法で引き続き徴収されたい旨の申出があれば特別徴収が継続する(ただし、翌年の4月中の申出の場合において特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市町村長が認めるときは、特別徴収の方法によらずとも良い)

(法 321 の4⑤)。

(9) 特別徴収に係る異動届

特別徴収義務者は、給与の支払を受けなくなった給与所得者について、退職等により給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日(4月2日から5月31日までの間である場合は、特別徴収税額が通知された月の翌月10日)までに、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を届け出なければならない(法 321 の5③)。

2 普及啓発資料

・事業者用啓発チラシ

県と県内全市町村は、 特別徴収義務者の指定の徹底に 取り組んでいます。

個人住民税の「特別徴収」とは？

- ◇ 個人住民税を納税するにあたり、従業員に代わって事業者の方が、従業員に支払う毎月の給与から所得税などと同様に個人住民税を天引きして納入していただくことを、「特別徴収」といいます。
- ◇ 所得税を給与から天引き（源泉徴収）している事業者は、個人住民税も天引きして納入しなければならない義務があります。この場合、事業者は「特別徴収義務者」となります。

【注 意】

個人住民税の給与天引きは、所得税の場合と同様に地方税法及び市町村の条例に基づき給与支払者である事業者が義務付けられており、給与支払額からの法定控除となります。よって給与天引きは、事業者や従業員の希望で「する」か「しない」かを選択できるものではありません。

【ポイント】

給与所得者（従業員）の個人住民税は、特別徴収によって事業者が納入することになります。

従業員が居住している市町村へ給与支払報告書を提出する際には、給与支払報告書（総括表）に「特別徴収切替」と朱書きして提出してください。

事業者は、給与の支払いを受ける者がその事業所全体で常時10名未満の場合については、給与支払事務の手間が省略できるように、納入する市町村長の承認を受けることにより年12回の納入を2回の納入ですませることができます。（納期の特例制度）

平成 年 月 日

各事業所 様

<ぎふ税収確保対策協議会 連絡先>

岐阜県（税務課）	TEL（***）****-*****
（〇〇県税事務所〇〇課）	TEL（***）****-*****
〇〇市（町村）（個人住民税担当課）	TEL（***）****-*****

・ 指定のお知らせ

平成 年 11 月 1 日

岐阜県内に所在する事業所 様

ぎふ税収確保対策協議会
(岐 阜 県)
(岐阜県内 42 市町村)
〇 〇 市 (町 村)

個人住民税の特別徴収について (お知らせ)

日頃は、税務行政にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、先日お知らせしましたとおり、岐阜県内の市町村では、個人住民税の特別徴収義務があるにもかかわらず特別徴収義務者となっていない事業所に対し、徴収と納入についてご協力を願う取り組みとして、平成 年度から特別徴収義務者として指定を行いますので、あらかじめお知らせします。

なお、特別徴収義務者に指定される事業所には、〇〇市(町村)から平成 年 11 月 日付けで、「個人住民税の特別徴収義務者の指定について(予告)」を送付いたします。

1 指定の根拠

地方税法第 321 条の 4 及び〇〇市(町村)の条例

2 指定の内容

〇〇市(町村)長が、所得税を源泉徴収している事業所(給与支払者)を個人住民税の特別徴収義務者として指定します。

指定された特別徴収義務者は、従業員の個人住民税を毎月の給与から天引きし、その年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在に従業員の在住していた市町村に納入しなければなりません。

3 特別徴収の対象外の従業員

パートや臨時雇用、季節雇用などのうち、1 年を通じて毎月の給与から個人住民税の天引きができない従業員については、これまでどおり普通徴収とすることができます。

4 その他

個人住民税の特別徴収については、同封のチラシをご覧ください。

また、特別徴収義務者が納入しなかった場合は、滞納処分の対象となるとともに、地方税法第 324 条第 3 項において罰則規定が設けられています。

なお、この件に関するお問い合わせは、下記の「ぎふ税収確保対策協議会」の連絡先までお願いします。

ぎふ税収確保対策協議会 連絡先

岐阜県 (税務課) TEL (***) ***-***

(〇〇県税事務所〇〇課) TEL (***) ***-***

〇〇市(町村) (個人住民税担当課) TEL (***) ***-***

・ 指定予告

平成 年 1 月 日

〇〇事業所 様

〇〇市（町村）長

個人住民税の特別徴収義務者の 指定について（予告）

貴事業所を、平成 年度から個人住民税の特別徴収義務者に指定しますので、本書により予告します。

なお、平成 年 5 月中に「給与所得者等に係る市（町村）民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」を送付します。

1 指定の根拠

地方税法第 3 2 1 条の 4 及び〇〇市（町村）の条例

2 指定の内容

〇〇市（町村）長が、所得税を源泉徴収している事業所（給与支払者）を個人住民税の特別徴収義務者として指定します。

指定された特別徴収義務者は、従業員の個人住民税を毎月の給与から天引きし、その年度の初日の属する年の 1 月 1 日現在に従業員の在住していた市町村に納入しなければなりません。

3 特別徴収の対象外の従業員

パートや臨時雇用、季節雇用などのうち、1 年を通じて毎月の給与から個人住民税の天引きができない従業員については、これまでどおり普通徴収とすることができます。

4 給与支払報告書（平成 年 1 月末提出期限）

給与支払報告書を各市町村へ提出される際は、それぞれ総括表に「特別徴収切替」と朱書していただくようお願いします（e-TAX の場合は、特に対応は必要ありません。ただし、特別徴収の対象外の場合は、個人別明細書の「摘要」欄に「普通徴収」と記載するのではなく、「普通徴収」欄をチェックしてください。

5 その他

当市（町村）以外の従業員を雇用している場合も、特別徴収を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

個人住民税の特別徴収については、同封のチラシをご覧ください。また、特別徴収義務者が納入しなかった場合は、滞納処分の対象になります。

なお、地方税法第 3 2 4 条第 3 項において罰則規定が設けられています。

なお、この件に関するお問い合わせは、下記の連絡先までお願いします。

〇〇市（町村） 〇〇課 〇〇係 〇〇係長 〇〇係 〇〇係長

〇〇市（町村）（個人住民税担当）課 TEL（***）***-****

・特別徴収への切り替え啓発チラシ

岐阜県と県内すべての市町村からのお知らせです

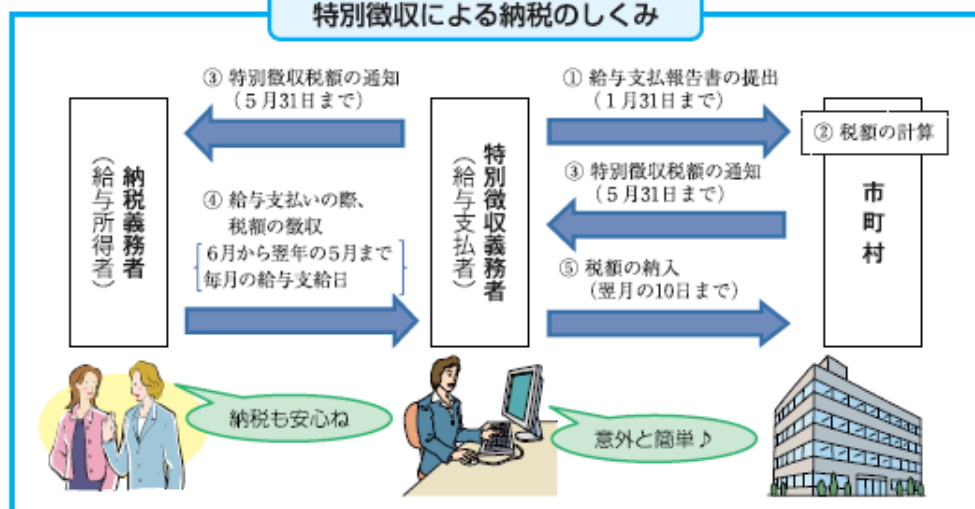
従業員の個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆様へ

個人住民税は特別徴収で納めましょう！



- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税（市町村民税＋県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4および各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。

特別徴収による納税のしくみ



上表①：給与支払報告書の提出

給与支払報告書の提出の際には、**朱書きで「特別徴収へ切替」**と記入してください。

上表③～⑤：特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りします（上表③「特別徴収税額の通知」）ので、その税額を毎月の給与から徴収し（上表④「税額の徴収」）、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます（上表⑤「税額の納入」）。

納期の特例について

従業員が常時10名未満の事業所は、申請により年12回の納期を年**2回**とすることもできます。

住民税をはじめとする県税や市町村税は、皆さまの身近なところに使われています。法令に基づく適正な特別徴収の実施について、事業者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

岐阜県と県内市町村では、平成27年度から、法定要件に該当する事業主の皆様へ個人住民税の特別徴収を実施していただくための準備を進めています。ご理解とご協力をお願いいたします。



個人住民税の特別徴収



Q1

今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか。従業員数も少なく、特別徴収事務をする余裕もないのですが。

A1

地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業所（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。（地方税法第321条の4および各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、住民税を特別徴収していただくことになっています。）

Q2

今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかります。これをする事で何かメリットはあるのですか。

A2

住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。税額の計算は給与支払報告書に基づいて市町村で行い、従業員ごとの住民税額を各市町村から通知しますので、その税額を毎月の給与から徴収（天引き）し、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくことになります。

また、特別徴収をすると、従業員一人ひとりがわざわざ金融機関へ納税に向かう手間を省いたり、口座振替のために預金口座に納税額を確保しておく必要がなくなったりします。さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員（納税義務者）の1回あたりの負担が少なくて済みます。

なお、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります（納期の特例の承認）。

Q3

特別徴収を始めると、従業員が住んでいる市町村ごとに別々の納入が必要になり、手間がかかるのではないのでしょうか？

A3

個人住民税は、従業員の居住する市町村ごとに別々の納入が必要になり、手間がかかってたいへんだという印象がありますが、その納入手続きは簡単で、市町村から送付された納入書とその合計金額をまとめて金融機関の窓口へ提出すれば、納入は完了です。市町村ごとの納入手続きは、金融機関がやってくれますので、納入者（特別徴収義務者）の手間はかかりません。

Q4

新たに特別徴収により納税するには、どんな手続きをすればいいのですか？

A4

毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書（総括表）の右下の「前年度分の特別徴収義務者指定番号」の欄に朱書きで「特別徴収へ切替」と記載の上、各市町村にご提出ください。

5月中に各市町村から特別徴収税額の通知があります。



個人住民税の特別徴収



Q5

個人住民税の給与天引き事務は、所得税の事務より簡単と聞きましたが、どのような事務を行うのですか？

A5

具体的な事務の流れは、次のとおりです。

- (1) 事業主は、給与支払報告書を毎年1月31日までに従業員が住んでいる市町村役場へ提出します。(年度途中の普通徴収から特別徴収への切替手続も簡単です。)
- (2) 提出された給与支払報告書により、市町村から毎年5月末までに次の書類が送付されます。
 - ① 特別徴収税額通知書：納税義務者用（従業員）各自1通、特別徴収義務者用1通（市町村からの年税額のお知らせ。〇〇他〇名、年税額 円）
 - ② 納入書：月毎に12枚（個人住民税の納付書。〇〇他〇名、月の納税額 円）
 - ③ 給与所得者異動届出書（従業員が退職した場合など個人住民税を給与天引きできない旨の報告書）
- (3) 給与天引きの準備として、給与の控除明細欄に個人住民税という欄を設けます。
 - ① 個人住民税の控除開始月は、6月分給与からで翌年5月まで定額を控除します。
 - ② 控除した合計額は、送付された市町村からのそれぞれの納付月の納入書の合計金額と突合して、控除した源泉所得税や社会保険料などと同様に預り金として管理します。
なお、7月給与以降の毎月の個人住民税の控除合計額は、従業員に異動がない限り毎月、同額となります。
- (4) 個人住民税の納税は、所得税などと同様、給与支払月の翌月10日までに金融機関の窓口で納めます。
 - ① 個人住民税は、納める先の市町村別に納入する必要はなく、個人住民税の納入書をまとめて、その合計額を金融機関の窓口へ提出すれば、一括納入できます。
 - ② 金融機関で所得税、県税、個人住民税の一括納入もでき、納めるそれぞれの納付書の合計金額と納める現金が合致していればまとめて窓口へ提出するだけです。
- (5) 個人住民税は、社内の積立預金のように定額を毎月の給与から控除して納めるだけです。とても簡単です。
 - ① 個人住民税は、所得税と異なり、年税額を12回分割して納税することから、源泉所得税のように年末調整は必要ありません。
 - ② 源泉徴収簿や源泉徴収票を作成するなどの事務はありません。

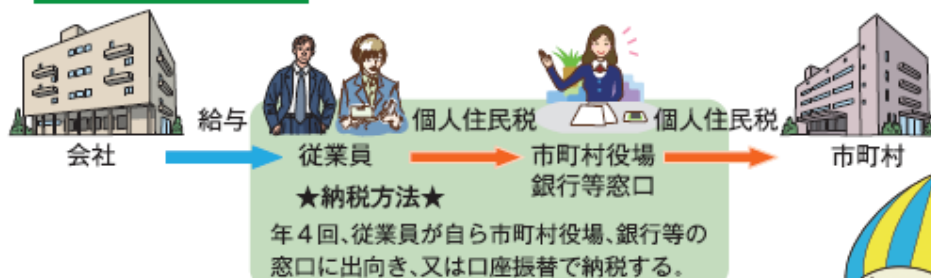
※なお、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります（納税の特例の承認）。



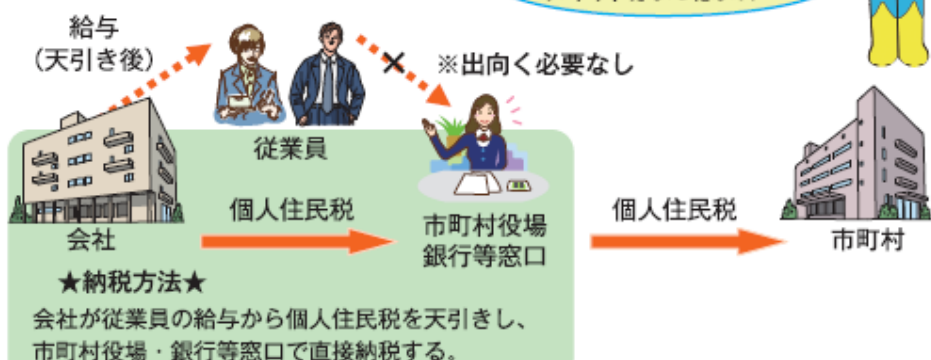
特別徴収実施にご理解とご協力をお願いします

特別徴収の方法による納税のイメージ

普通徴収の場合



特別徴収に切り替えると



切替えのメリット (従業員)

- 市町村役場、銀行等の窓口に出向いたり、口座振替用に預金を取りおいておいたりする必要がなくなる。
- 年4回納付していたものが年12回となり、一回あたりの納税額が少なくなり、金銭的な負担が減る。
- 会社が毎月の給与から天引きするため、納付し忘れがなくなる。

<問い合わせ先>

岐阜県総務部税務課 代表 058-272-1111 内線2194
岐阜県総合企画部市町村課 代表 058-272-1111 内線2372
岐阜県内各市町村住民税担当課

お問い合わせはこちら↑まで

※ このチラシは、すでに特別徴収を行っている事業所にも送付させていただいております。

・ ぎふ税収確保対策協議会規約

ぎふ税収確保対策協議会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、「ぎふ税収確保対策協議会」（以下、「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、地方分権の推進に伴い、自主財源と納税の公平性を確保するため、県と全市町村の連携による協働体制を確立して、税収確保対策の実効性を高めることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地方税の税収確保対策の推進
- (2) 税務職員研修（税務課共催とする。）
- (3) 地方税の税収確保等に関する調査研究
- (4) 県と市町村の税収確保の取組に関する情報の共有
- (5) その他目的達成のため必要な事業

(構成員)

第4条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長及び職務)

第5条 協議会に会長を置き、岐阜県総務部長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を招集し、これを総括する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、岐阜県総務部税務課に置く。

(その他)

第7条 この規約の他、必要な事項は別に定める。

- 2 各地域の問題等においては、必要により当該地域の構成員が協議する。

附則

- 1 この規約は、平成16年4月22日から施行する。
- 2 この規約は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 この規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

別 表

団 体	構 成 員
岐阜県	総務部長 総務部次長 総務部税務課長 総合企画部市町村課長 各県税事務所長（岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨、自動車）
市町村	税務担当課（室）長

3 各種統計

給与からの特別徴収の実施状況等

(単位:人・%)

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
給与所得のある 納税義務者 ※1 (A)	岐阜県	769,234	789,637	798,576	807,095	806,475	770,643	769,951	773,331
	全 国	45,172,725	46,503,986	47,103,709	47,713,305	47,892,129	46,662,428	46,534,176	46,571,867
給与からの 特別徴収に係る 納税義務者 ※2 (B)	岐阜県	517,616	524,257	531,531	539,314	563,758	558,306	541,965	545,795
	全 国	31,720,135	32,091,523	32,518,734	33,077,665	33,144,723	33,094,534	33,276,593	33,687,015
(B) / (A)	岐阜県 (a)	67.29	66.39	66.56	66.82	69.90	72.45	70.39	70.58
	全 国 (b)	70.22	69.01	69.04	69.33	69.21	70.92	71.51	72.33
全国との比較	差 引 (a) - (b)	▲ 2.93	▲ 2.62	▲ 2.48	▲ 2.51	0.69	1.53	▲ 1.12	▲ 1.75

※1 給与所得のある納税義務者数＝市町村税課税状況等の調 第13表100行(2)列の数値

※2 給与からの特別徴収に係る納税義務者＝市町村税課税状況等の調 第3表010行(2)列の数値

(単位:%)

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
個人県民税 〔均等割・所得割〕 の徴収率(現年分)	岐阜県 (c)	97.81	97.76	97.15	97.01	97.06	97.75	97.83	97.97
	全 国 (d)	97.75	97.71	97.09	97.04	97.06	97.40	97.67	97.86
全国との比較	差 引 (c) - (d)	0.06	0.05	0.06	▲ 0.03	▲ 0.01	0.35	0.17	0.11

※ 都道府県税決算見込額調べ等による

【平成２１年度～平成２５年度 給与所得者のうち特別徴収の納税義務者数の推移】

地域名	市町村名	H21			H22			H23			H24			H25			H21→H25増減		
		給与所得のある			給与所得のある			給与所得のある			給与所得のある			給与所得のある			給与所得のある		
		納税義務者 (人) (A)	特別徴収の 納税義務者(人) (B)	(%) (B)/(A)	納税義務者 (人) (A)	特別徴収の 納税義務者(人) (B)	(%) (B)/(A)	納税義務者 (人) (A)	特別徴収の 納税義務者(人) (B)	(%) (B)/(A)	納税義務者 (人) (A)	特別徴収の 納税義務者(人) (B)	(%) (B)/(A)	納税義務者 (人) (A)	特別徴収の 納税義務者(人) (B)	(%) (B)/(A)	納税義務者 (人) (A)	特別徴収の 納税義務者(人) (B)	(%) (B)/(A)
岐阜	岐阜市	157,108	104,885	66.76	152,243	103,342	67.88	150,895	103,406	68.48	150,895	104,832	69.30	154,161	105,705	68.57	-2,947	820	1.81
	羽島市	26,332	16,819	64.25	25,453	17,024	66.88	25,408	17,194	67.67	25,585	17,322	67.70	26,175	17,512	66.90	-157	593	2.65
	各務原市	58,340	38,724	66.38	55,341	38,523	69.61	55,220	38,854	70.36	55,550	39,235	70.63	54,629	39,715	72.70	-3,711	991	6.32
	山県市	10,846	7,528	69.41	10,363	7,520	72.57	10,194	7,012	68.79	10,222	6,946	67.95	10,892	7,006	64.32	46	-522	-5.08
	瑞穂市	19,979	14,395	72.05	19,079	14,365	75.29	19,175	13,512	70.47	19,379	13,765	71.03	20,122	14,018	69.67	143	-377	-2.38
	本巣市	12,994	9,466	72.85	12,584	9,513	75.60	12,417	8,732	70.32	12,400	8,790	70.89	12,910	8,852	68.57	-84	-614	-4.28
	岐南町	9,404	6,586	70.03	9,167	6,601	72.01	9,103	6,118	67.21	9,119	6,073	66.60	9,493	6,209	65.41	89	-377	-4.62
	笠松町	8,398	6,048	72.02	8,117	5,894	72.61	8,069	5,617	69.44	8,224	5,666	68.90	8,601	5,814	67.60	203	-234	-4.42
	北方町	6,720	4,677	69.60	6,520	4,728	72.52	6,479	4,334	66.89	6,550	4,452	67.97	6,918	4,609	66.62	198	-68	-2.98
	小計	310,121	209,228	67.47	298,867	207,510	69.43	297,081	204,779	68.93	298,024	206,891	69.42	303,901	209,440	68.92	-6,220	212	1.45
西濃	大垣市	64,472	39,844	61.80	60,922	39,666	65.11	61,245	40,305	65.81	61,670	40,879	66.29	60,507	41,622	68.79	-3,965	1,778	6.99
	津海市	15,656	9,769	62.40	14,857	9,860	66.37	14,843	10,401	70.07	14,741	10,487	71.14	14,769	10,416	70.53	-887	647	8.13
	養老町	12,457	7,628	61.23	11,950	7,690	64.35	11,785	7,808	66.25	11,871	7,901	66.56	12,006	7,919	65.95	-449	291	4.72
	垂井町	11,464	7,496	65.39	10,896	7,383	67.76	10,941	7,570	69.19	10,825	7,562	69.86	10,741	7,719	71.88	-723	222	6.47
	関ヶ原町	3,129	2,308	73.76	2,986	2,228	74.61	2,848	2,008	70.51	2,770	2,032	73.36	2,842	2,015	70.90	-287	-293	-2.86
	神戸町	7,939	5,515	69.47	7,445	5,539	74.40	7,337	5,122	69.81	7,252	5,069	69.90	7,362	5,082	68.17	-577	-423	-3.30
	轅之内町	3,854	2,777	72.06	3,666	2,839	77.44	3,687	2,659	72.12	3,672	2,643	71.98	3,892	2,645	67.96	38	-132	-4.10
	安八町	5,854	4,235	71.13	5,658	4,262	75.33	5,641	3,937	69.79	5,664	4,023	71.03	5,782	4,045	69.96	-172	-190	-1.17
	揖斐川町	8,834	6,240	70.64	8,412	6,364	75.65	8,241	5,763	69.93	8,140	5,720	70.27	8,293	5,673	68.41	-541	-567	-2.23
	大野町	8,945	6,427	71.85	8,567	6,420	74.94	8,589	6,024	70.14	8,672	6,075	70.05	9,034	6,145	68.02	89	-282	-3.83
中濃	池田町	9,368	6,865	73.28	8,934	6,848	77.77	9,007	6,378	70.81	9,086	6,481	71.33	9,305	6,457	69.39	-63	-408	-3.89
	小計	152,072	99,104	65.17	144,293	99,199	68.75	144,164	97,975	67.96	144,363	98,872	68.49	144,535	99,747	69.01	-7,537	643	3.84
	関市	35,131	25,232	71.82	33,180	25,498	76.85	34,270	24,000	70.03	34,525	24,164	69.99	35,298	24,212	68.59	167	-1,020	-3.23
	美濃市	8,590	6,278	73.08	8,045	6,211	77.20	8,045	5,785	71.91	8,121	5,797	71.38	8,357	5,764	68.97	-233	-514	-4.11
	美濃加茂市	21,633	15,068	69.65	19,637	15,154	77.17	20,290	14,438	71.16	21,145	14,771	69.86	21,857	15,015	68.70	224	-53	-0.95
	可見市	41,685	30,054	72.10	37,965	29,874	78.69	38,207	28,037	73.38	38,098	27,991	73.47	39,072	28,248	72.30	-2,613	-1,806	0.20
	郡上市	15,817	10,824	68.06	15,138	11,028	72.85	15,129	10,524	69.56	15,208	10,616	69.81	16,129	10,777	66.82	312	-147	-2.24
	坂祝町	3,448	2,421	70.21	3,162	2,398	75.84	3,232	2,348	72.65	3,468	2,454	70.76	3,481	2,389	68.63	33	-32	-1.58
	富加町	2,096	1,483	70.75	1,979	1,503	75.95	2,043	1,442	70.58	2,166	1,463	67.54	2,216	1,472	66.43	120	-11	-4.32
	川辺町	3,939	2,894	73.46	3,740	3,016	80.64	3,705	2,750	74.22	3,826	2,755	72.01	3,937	2,763	70.18	-2	-231	-5.83
東濃	七宗町	1,553	1,167	75.14	1,447	1,104	76.30	1,360	978	71.91	1,486	972	65.41	1,439	974	67.69	-114	-193	-7.45
	八百津町	4,470	3,243	72.55	4,163	3,220	77.35	4,097	2,935	71.64	4,266	2,919	68.42	4,264	2,914	68.34	-206	-329	-4.21
	白川町	3,178	2,396	75.39	2,967	2,396	80.75	2,982	2,167	72.67	3,132	2,168	69.22	3,087	2,105	68.19	-91	-291	-7.20
	東白川村	851	671	78.85	803	650	80.95	805	621	77.14	865	630	72.83	859	630	73.34	8	-41	-5.51
	御嵩町	7,478	5,455	72.95	7,145	5,724	80.11	7,129	5,287	74.16	7,135	5,297	74.24	7,317	5,302	72.46	-161	-153	-0.49
	小計	149,869	107,396	71.65	139,371	107,776	77.33	141,294	101,312	71.70	143,541	101,997	71.06	147,313	102,565	69.62	-2,556	-4,821	-2.03
	多治見市	45,205	36,333	80.37	44,363	32,579	73.44	44,058	32,748	74.33	43,876	32,539	74.16	42,840	32,843	76.66	-2,365	-3,490	-3.71
	中津川市	30,866	24,210	78.44	29,581	24,632	83.27	29,649	22,891	77.21	29,756	22,906	76.98	30,627	22,807	74.47	-238	-1,403	-3.97
	瑞浪市	15,311	11,743	76.70	15,308	10,722	70.04	15,118	10,853	71.79	15,151	10,891	71.88	14,854	10,825	72.88	-457	-918	-3.82
	恵那市	20,119	15,006	74.59	19,184	15,035	78.37	19,125	14,085	73.65	19,139	14,162	74.00	19,865	14,184	71.40	-254	-822	-3.19
飛騨	土岐市	23,464	17,734	75.58	22,394	17,714	79.10	22,665	16,185	71.41	22,827	16,286	71.35	22,396	16,150	72.11	-1,068	-1,584	-3.47
	小計	134,965	106,026	77.82	130,830	100,682	76.96	130,615	96,762	74.08	130,749	96,784	74.02	130,582	96,809	74.14	-4,383	-8,217	-3.68
	高山市	35,122	24,551	69.90	34,098	24,793	72.71	33,889	23,857	70.40	33,892	24,089	70.87	35,118	24,296	69.18	-4	-255	-0.72
	飛騨市	10,132	7,470	73.73	9,579	7,465	77.93	9,490	7,081	74.62	9,415	7,029	74.66	9,582	7,002	73.07	-550	-468	-0.66
	下呂市	13,428	10,514	78.30	12,866	10,377	80.65	12,662	9,696	76.58	12,546	9,659	76.99	12,976	9,634	74.24	-452	-880	-4.06
	白川村	766	479	62.53	739	504	68.20	756	503	66.53	701	484	69.04	712	463	65.03	-54	-116	-2.50
県計	小計	59,448	43,014	72.36	57,282	43,139	75.31	56,797	41,137	72.43	56,854	41,261	72.63	58,388	41,395	70.90	-1,060	-1,819	-1.46
	県計	806,475	563,758	69.90	770,643	558,306	72.45	769,951	541,965	70.39	773,331	545,795	70.58	784,719	549,956	70.08	-21,756	-13,802	0.18

出典：市町村税課税状況等の調査（市町村課税調査）